

令和4年7月6日

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示に伴う公示等について

令和4年6月30日付けで東京都南多摩交通圏が期限満了により特定地域の指定が解除され、7月1日から準特定地域に指定されたことに伴い、以下の公示等が改正されましたのでお知らせします。

記

1. 国土交通省告示第731号
→大阪府北摂交通圏について特定地域の指定期間の延長及び東京都南多摩交通圏について特定地域の指定を解除し準特定地域に指定
2. 「特定地域における適正と考えられる車両数について」の廃止について
→南多摩交通圏の特定地域指定解除に伴い、管内の特定地域が無くなるため、当該公示の廃止
3. 「準特定地域における適正と考えられる車両数について」の一部改正について
→南多摩交通圏を追加
4. 「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて」の一部改正について
→南多摩交通圏における減休車率を追加
※本改正に併せ、準特定地域指定から1年経過した次の3交通圏について減休車率を追加（埼玉県：県南東部交通圏・群馬県：東毛交通圏・埼玉県及び群馬県：中・西毛交通圏）
5. 「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果について」の一部改正について
→南多摩交通圏を追加（増加可能車両数無し）

【問い合わせ先】

京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会

東葛地区タクシー事業適正化・活性化協議会

千葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会

北総地区タクシー事業適正化・活性化協議会

市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会

南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会

事務局：一般社団法人千葉県タクシー協会 高山、田中、竹門

電 話 0 4 3 - 3 0 7 - 7 0 0 2

F A X 0 4 3 - 3 0 7 - 7 0 0 3